# 人事院規則二―一四（人事院の職員の定員） （平成十八年人事院規則二―一四）

人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日人事院規則二―一四―一）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

平成十八年九月三十日までの間は、この規則による改正後の規則二―一四本則中「六百九十六人」とあるのは、「六百九十七人」とする。

# 附　則（平成一九年三月三〇日人事院規則二―一四―二）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

平成十九年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の規則二―一四本則中「六百九十一人」とあるのは、「六百九十二人」とする。

# 附　則（平成二〇年四月一日人事院規則二―一四―三）

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

平成二十年四月一日から同年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の規則二―一四本則中「六百八十人」とあるのは、「六百八十七人」とする。

##### ３

平成二十年九月一日から同年九月三十日までの間は、この規則による改正後の規則二―一四本則中「六百八十人」とあるのは、「六百八十六人」とする。

# 附　則（平成二一年四月一日人事院規則二―一四―四）

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

平成二十一年八月三十一日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百七十一人」とあるのは、「六百七十二人」とする。

# 附　則（平成二二年四月一日人事院規則二―一四―五）

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

平成二十二年八月三十一日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百六十二人」とあるのは、「六百六十三人」とする。

# 附　則（平成二三年四月一日人事院規則二―一四―六）

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

平成二十三年九月一日から同年十月三十一日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百五十八人」とあるのは、「六百五十六人」とする。

# 附　則（平成二四年四月六日人事院規則二―一四―七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

##### ２

平成二十四年十一月三十日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百五十一人」とあるのは、「六百五十三人」とする。

# 附　則（平成二五年五月一六日人事院規則二―一四―八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年四月一日人事院規則二―一四―九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日人事院規則一―六二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日人事院規則二―一四―一〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二八年三月三〇日人事院規則二―一四―一一）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日人事院規則二―一四―一二）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日人事院規則二―一四―一三）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年一月一五日人事院規則二―一四―一四）

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日人事院規則二―一四―一五）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。